

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和45年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月26日から同年8月1日まで

A社及びB社は同一会社で所在地も同じであり、私は、両社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日及び申立人を含む22人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和45年8月1日と記載されていたものが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の46年4月21日付けで、45年6月26日に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、上記22人のうち申立人を含む19人は、B社において、昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが、当該事業所の被保険者名簿から確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「A社とB社は同一会社であり、社名を変更しただけで所在地も一緒であった。」と証言している。

以上の状況を踏まえると、申立人は、申立期間を含めて、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できるとともに、A社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

加えて、複数の元同僚は、「申立人は、A社では役員ではなく、社会保険関係手続に關与する立場でもなかった。」と証言している上、A社の商業登記簿謄本は存在しないものの、B社の商業登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名は存在しないことから、申立人が当該遡及訂正處理に關与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該處理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和45年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年11月のオンライン記録から、10万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年8月31日から同年9月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年8月の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年9月1日から同年9月10日までの期間については、B社の事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月31日から同年9月1日まで  
② 平成7年9月1日から同年9月10日まで

申立期間①について、私は、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成7年8月31日になっているが、B社の資格取得日まで継続して勤務していたので、当該喪失日を7年9月1日に訂正してほしい。

また、申立期間②について、B社に係る標準報酬月額が引き下げられているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成7年9月1日と記録されていたところ、同日より後に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨が記録され、申立人の資格喪失日は同年11月1日付けで、同年8月31日に遡って訂正されている上、同社では申立期間①当時、被保険者であることが確認できる53人全員の資格喪失日が遡って訂正されていることが確認できる。

また、A社及びB社に係る商業登記簿謄本では、両社は別法人であるが、オンライン記録における両社の所在地は同一であることが確認でき、A社の申立人の元上司が「A社とB社は実質的に同一会社である。」と

供述しているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A社の離職日は平成7年7月31日、B社の資格取得日は同年8月1日、離職日は同年9月9日となっており、申立人は、申立期間①もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認でき、申立期間①当時も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格喪失日を遡って平成7年8月31日に訂正する合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初記録されていた同年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社において当初記録されていた平成7年8月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年4月30日より後の同年6月6日付けで、7年9月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、他の従業員58人全員の標準報酬月額についても、申立人と同日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の元上司は、申立人はC（業務）を行っていたと供述しているところ、B社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は同社の役員ではないことが確認できる上、申立人は、上記減額訂正が行われた平成8年6月6日より前の7年9月9日付けで離職し、その2か月半後には転職していることから、当該遡及訂正処理に申立人が関わっていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日は29万5,000円、同年12月12日は28万9,000円及び16年6月11日は26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳（写し）により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、B市役所から提出された平成16年度分課税証明書及び東金税務署から提出された確定申告書に添付された平成16年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記預金通帳（写し）により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 12 日は 28 万 9,000 円及び 16 年 6 月 11 日は 26 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた C 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は24万1,000円並びに16年6月11日は21万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表（流動性）により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、D市役所から提出された平成16年度（平成15年分）及び平成17年度（平成16年分）市・県民税所得等証明書における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与か



ら保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記預金取引明細表（流動性）により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 6 月 13 日及び同年 12 月 12 日は 24 万 1,000 円並びに 16 年 6 月 11 日は 21 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた E 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（商業登記簿上は、B社。現在は、C社）D支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月4日から同年2月1日まで

私は、昭和39年2月1日から59年2月10日までC社に継続して勤務していた。しかし、年金記録では、E県F市内でB社G支店の開店準備業務に携わっていた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の回答及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（B社D支店から同社G支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は申立期間中、B社G支店の開店準備のため、申立人を含む同社D支店の従業員が事前に異動させられたとして、オンライン記録によると、同社G支店は昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は申立期間において引き続き同社D支店における厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同社D支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店におけ

る昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、オンライン記録により、B社D支店から同社G支店に転勤していることが確認できる申立人を含む14人全員について、同社D支店における資格喪失日が昭和43年1月4日となっていることから、同社が申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社C工場から同社本社に異動したときの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、この期間も継続して勤務していた。申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された異動辞令及び同社の回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年7月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における資格喪失時の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が、同年6月30日を資格喪失日と届け出た結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで  
年金事務所から手紙が届き、私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、同社からC社へ異動した時に空白期間があることに気がついた。空白期間が生じていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された社会保険記録台帳から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和31年3月にD社（昭和35年7月に名称変更後は、A社）C支店に入社し、平成8年6月に退社するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述並びにB社から提出された申立人の在籍に係る回答書及び人事記録カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社C支店から同社E本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人に係るA社C支店の資格喪失日を昭和43年10月1日として届け出るべきところ、誤って同年9月30日として社会保険事務所に対し届け出たと認めていることか

ら、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで  
私は、A社に昭和54年1月に入社し、平成16年3月31日まで継続して勤務していたが、そのうち申立期間だけが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された回答書及び申立人と同じ期間に被保険者記録の空白のある元同僚から提出された「昭和61年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和61年10月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年8月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が、同年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 千葉国民年金 事案 4419（事案 2230 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、第 2 回特例納付において、それまで未納だった昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの 144 か月の国民年金保険料を妻の分と一緒に 20 数万円特例納付したにもかかわらず、43 年 4 月から 48 年 3 月までの 60 か月しか納付したことになっていないのは納得できないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和 36 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿から同年 10 月であることが確認できるところ、36 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間のうち 48 年 4 月から同年 6 月の国民年金保険料については、50 年に実施された第 2 回特例納付の対象期間外である上、申立人の国民年金被保険者台帳には 36 年 4 月から同年 9 月の保険料を第 3 回特例納付の実施期間である 55 年 3 月に特例納付した旨の記載があり、国民年金に加入した時点でそれまでの未納の期間の保険料を一括して納付したという申立人の主張には不自然さがうかがわれること、ii) 申立人の手帳記号番号が払い出された 50 年 10 月の時点で申立人は 40 歳であり、この時点から国民年金の強制加入期間である 60 歳まで完納しても、国民年金の受給資格を得る 25 年の納付期間に 5 年不足することは加入の時点ですでに明らかであり、被保険者台帳に「43 年 4 月から 48 年 3 月までの 5 年間の保険料を 50 年 12 月 23 日に特例納付した」旨の明確な記載があることを考え併せると、この 5 年分

についてのみ特例納付により一括して保険料納付を行ったものと考えられること、iii) 申立人は36年10月から43年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間に係る保険料を市役所において納付したと申述しているところ、この市役所では特例納付保険料を収受する取扱いとはなっていないことが確認でき、意見陳述の結果においても、申立人が36年10月から43年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の保険料を納付したとする確かな心証を得られなかったこと、iv) 申立人が36年10月から43年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、当初の申立期間のうち、第2回特例納付の対象期間外である昭和48年4月から50年3月までの期間を除き、新たに、第3回特例納付の記録のある36年4月から同年9月までの期間を加えた同年4月から43年3月までの期間について、妻の分と一緒に、20数万円保険料を納付したはずであると申し立てている。

しかし、20数万円を納付したとの申立人の主張は、当初から変わっていないが、申立期間を変更しても同様の主張をしていることから、申立人の納付額についての記憶が明確とまでは言い難い。

また、申立人の妻の妹から、「これまでの国民年金保険料が未納となっている期間の保険料を払い込めば、年金が全額もらえるようになるというので、その保険料を納付してきたと申立人が言っているのを聞いた。」という新たな証言が得られたものの、この証言から、申立人が20数万円の保険料を納付したと推認するのは困難であり、二度目の意見陳述においても、20数万円の保険料を納付したとする確かな心証を得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4420 (事案 2231 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私の夫は、第2回特例納付において、それまで未納だった昭和36年4月から48年3月までの私の144か月の国民年金保険料を夫の分と一緒に20数万円特例納付したにもかかわらず、43年4月から48年3月までの60か月しか納付したことになっていないのは納付できないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和36年4月から43年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿から同年10月であることが確認できるところ、36年4月から43年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間のうち48年4月から同年6月の国民年金保険料については、50年に実施された第2回特例納付の対象期間外である上、申立人の夫の国民年金被保険者台帳には36年4月から同年9月の保険料を第3回特例納付の実施期間である55年3月に特例納付した旨の記載があり、国民年金に加入した時点でそれまでの未納の期間の保険料を一括して納付したという申立人の主張には不自然さがうかがわれること、ii) 申立人の手帳記号番号が払い出された50年10月の時点で申立人は40歳であり、この時点から国民年金の強制加入期間である60歳まで完納しても、国民年金の受給資格を得る25年の納付期間に5年不足することは加入の時点ですでに明らかであり、被保険者台帳に「43年4月から48年3月までの5年間の保険料を50年12月23日に特例納付した」旨の明確な記載があることを考え併せると、この5年

分についてのみ特例納付により一括して保険料納付を行ったものと考えられること、iii) 申立人は 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間に係る保険料を市役所において納付したと申述しているところ、この市役所では特例納付保険料及び過年度納付保険料を収受する取扱いとはなっていなかったことが確認でき、意見陳述の結果においても、申立人が 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を納付したとする確かな心証を得られなかったこと、iv) 申立人が 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、当初の申立期間のうち、第 2 回特例納付の対象期間外である昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間を除く 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間について、申立人の夫が申立人の分と一緒に、20 数万円の保険料を納付したはずであると申し立てている。

しかし、申立人の夫が 20 数万円を納付したとの申立人の主張は、当初から変わっていないが、申立期間を変更しても同様の主張をしていることから、申立人の納付額についての記憶が明確とまでは言い難い。

また、申立人の妹から、「これまでの国民年金保険料が未納となっている期間の保険料を払い込めば、年金が全額もらえるようになるというので、その保険料を納付してきたと申立人の夫が言っているのを聞いた。」という新たな証言が得られたものの、この証言から、申立人の夫が 20 数万円の保険料を納付したと推認するのは困難であり、二度目の意見陳述においても、20 数万円の保険料を納付したとする確かな心証を得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から12年3月まで

私は、平成7年4月から13年3月まで学生で、20歳になった7年\*月に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行ってくれた。学生時代に、申立期間の3年間、保険料の全額免除を行ったが、後日母が、免除期間の保険料を数回に分けて追納してくれたはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が、私の免除期間の国民年金保険料を数回に分けて追納してくれたはずである。」と主張しているが、オンライン記録において、申立期間に係る追納申出を行った記録は無く、追納のための納付書が発行された形跡も見当たらない。

また、申立人は申立期間当時学生であり、国民年金の加入手続、保険料の免除申請及び追納に直接関与しておらず、申立期間の保険料を追納したとする申立人の母は、追納申込み、追納保険料の納付方法及び納付金額についての記憶が明確でない。

さらに、申立人の母も、申立期間は全て免除期間であり、申立人の父も申立期間の一部である平成9年10月まで免除期間になっている上、オンライン記録によると、申立期間直前の7年5月から9年3月までの保険料が、同年5月22日から11年4月16日まで、11回に分けて過年度納付された記録が確認できることから、「数回に分けて追納した。」とする記憶は、当該過年度納付の記憶である可能性が考えられる。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収

済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤りが生じる可能性は少ないものと考えられる上、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 4422

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、詳細は分からないが、母が、私が勤めていた職場を退職した直後の昭和52年4月頃に、A市役所で加入手続をしたと証言している。申立期間の保険料は、母の几帳面な性格を考慮すると定期的に納付しているかもしれないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母は、「昭和52年4月1日に、A市役所で加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、53年6月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人の加入手続は同年6月頃に行われたものと考えられ、申立人の母の主張と相違する。

また、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、「保険料の納付に関して、定期的に納付していたと思うが、まとめて納付したかもしれない。」と供述しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に平成 16 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る源泉徴収簿及び申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険法では、第 14 条第 2 号において「被保険者は事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する。」と規定され、また同法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されているところ、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は平成 16 年 8 月 31 日、雇用保険の離職日は同年 8 月 30 日、申立人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票には同年 8 月 30 日に退職した旨の表記が確認でき、これらはオンライン記録と符合している。

また、A社から提出された申立人に係る作業日報月報から、申立人の最終勤務日は、平成 16 年 8 月 28 日であることが確認できる上、同社は、「申立人の勤務形態は正社員であるが、申立期間中の勤務実態は無く、申立期間に係る保険料を誤って給与から控除した。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していたが、毎年給与は昇給していたのに、厚生年金保険の記録では、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、それぞれ直前の標準報酬月額よりも低額に記録されている。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録表の基本給及び給与所得の源泉徴収票の支払金額は、毎年増額していることが確認できる。

しかし、B社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間①、②及び③の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、当該事業所は、労使交渉の結果、給与のベースアップを抑えながら実質的に給与増額に見合う方策として、厚生年金保険料及び健康保険料の一部を事業主が負担していたとしていることから、申立人から提出された源泉徴収票の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額及び給与支払金額から試算した社会保険料額よりも低額となっている上、昭和 55 年、57 年及び 59 年の社会保険料額は、それぞれ前年と比較して減額していることが確認できる。

さらに、元同僚の給与明細書を検証したところ、昭和 54 年 10 月算定において、固定的賃金（基本給等）は前年に比べて増額しているにもかかわらず

らず、時間外手当（居残料）が減額しているために、標準報酬月額が減額改定されていることが確認できる。

加えて、申立人は、給与は毎年昇給していたので、標準報酬月額が減額されることはあり得ないとしているが、申立人と同期入社（昭和 48 年 4 月 1 日資格取得）の男性被保険者 35 人の標準報酬月額を調査したところ、時期はそれぞれ異なるが、申立人を含めた 30 人に減額改定の記録が確認できることから、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、訂正等の不自然な形跡は認められない。

このほか、申立期間①、②及び③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4901

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 4 月 10 日から 55 年 3 月 24 日まで

私は、昭和 42 年 11 月 30 日から 55 年 3 月 24 日まで、A社に勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。なお、厚生労働省の記録では 50 年 12 月 1 日から 51 年 4 月 10 日までB社に勤務していたことになっているが、私は、この間もA社に勤務しており、B社に勤務したことはない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、複数の元従業員の供述から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、同社が加入していたC厚生年金基金及びD健康保険組合から昭和 50 年 11 月 30 日に脱退している上、同基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人は、同日に厚生年金基金の加入員資格を喪失しており、当該加入員資格喪失日は厚生労働省の記録と一致することが確認できる。

また、申立人は、「私は、給与明細書をもらったことはない。厚生年金保険料がいくら引かれて、会社が保険料をいくら払っていたか分からない。」と供述している上、申立期間①において、申立人は、国民年金被保険者であったことが確認できる。

さらに、A社は、既に廃業しており、当時の代表取締役は死亡していることから、貸金台帳等保険料控除を確認できる書類の所在は不明である上、元従業員も給与明細書等保険料控除を確認できる資料を所持して

いる者は確認できない。

加えて、申立人に係る申立期間①における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社の当時の経理担当者は、「昭和50年12月にA社の従業員十数名がB社に移ってきた記憶はあるが、申立人のことは覚えていない。」と供述しているほか、A社及びB社の複数の元従業員も「申立人がA社にいつまで勤務していたかについては分からない。」と供述している上、A社及びB社の代表取締役は、両人とも既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態について確認できない。

また、B社の元清算人及び元取締役は、「申立期間②の労働者名簿、賃金台帳等の書類は無い。」と回答している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の記録訂正等不自然な記載は無い上、申立人がB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときに政府管掌健康保険証が返納されていたことが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間②における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A社に勤務していたが、年金事務所から平成 15 年 4 月支払の標準賞与額の記録について確認してほしいとの手紙をもらった。同年 4 月に賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていると思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成 15 年 4 月に賞与が支給されたので、標準賞与額の記録について調査してほしいと主張しているところ、A社は、「申立人は、15 年 1 月 27 日の入社であり、同年 4 月に申立人に対し賞与を支払っていない。」と回答している。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、「申立人の平成 15 年 4 月賞与に係る支給記録は無い。」と回答している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年8月17日まで

私は、昭和23年4月から25年4月までA（都道府県）のB事業所C事務所にてD（職種）として勤務した。今般、日本年金機構から23年8月から25年4月までの厚生年金保険の被保険者記録が判明したと連絡があったが、申立期間も何らかの控除がされていた記憶があることから、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和23年4月1日から同年8月17日までB事業所C事務所に勤務し、当該期間において厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間は、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である上、厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の資格取得日とB事業所が厚生年金保険の適用を受けた日が同日の昭和23年8月17日であることが確認できる。

また、B事業所の前身であるE事業所の被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B事業所を承継したF事業所G支所及びH事業所は、「何度も合併していることから、当時の資料は保管されておらず、当時在籍した者も全員退職している。」と回答している上、B事業所及びE事業所の元事業主はいずれも所在が不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、「C事務所と事務所は離れていたもので、C事務所では、同じD（職種）であった父と一緒に勤務し、事務所で勤務していたほかの元同僚は、顔と氏名を知っている程度の付き合いだった。」と供述しているところ、申立人の父は既に亡くなっている上、元同僚の氏名を明確に覚えていないため、B事業所及びE事業所の被保険者名簿から住所の判明した複数の元同僚に照会し、3人から回答を得たが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。